

地域再生計画について

1 地域再生計画の認定制度について

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）等に基づき行われることとなります。

※地域再生計画の認定を受けるに当たっては、第 2 期金ケ崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略[資料 No. 1]に定められた事業である必要があります。

2 金ケ崎町が単独で又は共同で認定を受けた地域再生計画

- ・地域再生計画（金ケ崎町まち・ひと・しごと創生推進計画）[資料 No.6-1]（金ケ崎町単独）
- ・地域再生計画（飛び地自治体連携による成果連動型スポーツ健康まちづくり事業）[資料 No.6-2]
（兵庫県西脇市、福井県大野市、京都府南丹市、岩手県金ケ崎町）

3 金ケ崎町が活用している特別な措置

（1）企業版ふるさと納税

地域再生計画（金ケ崎町まち・ひと・しごと創生推進計画）[資料 No.6-1]に基づく金ケ崎町まち・ひと・しごと創生推進事業（第 2 期金ケ崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略[資料 No.1]の内容と同じ）に関連する寄附を行った法人に対する特例

寄附金受入（令和 4 年度） 2,000,000 円 株式会社菅与（秋田県横手市）

（2）デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

地域再生計画（飛び地自治体連携による成果連動型スポーツ健康まちづくり事業）[資料 No.6-2]に基づく飛び地自治体連携による成果連動型スポーツ健康まちづくり事業（第 2 期金ケ崎町まち・ひと・しごと総合戦略[資料 No.1]のうち健幸ポイント事業）に要する経費に対する交付金（1/2）

国庫補助金（令和 4 年度） 12,276,973 円（総事業費 28,913,237 円）